解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

和歌山市岡山丁四番地

特定非営利活動法人紀の国被害者支援センター

清算人　岩橋　延直

解散公告（第一回）

当商工会は、平成二十一年五月二十二日開催の通常総会の決議により、平成二十二年三月三十一日解散したので、当商工会に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

鳥取県倉吉市関金町関金宿一五六〇番地一

関金町商工会

清算人　住友　堅一

解散公告（第一回）

当法人は、財団法人大牟田市水道サービス公社寄附行為第三十四条第二項の規定により、平成二十二年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

福岡県大牟田市有明町二丁目三番地

財団法人大牟田市水道サービス公社

代表清算人　中園　和彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月二十六日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

佐賀県鳥栖市萱方町二〇七番地二九

財団法人鳥栖市柳区区民会館

清算人　山津　義人

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

長崎県対馬市美津島町雞知乙五四番地

財団法人美津島町振興公社

代表清算人　阿比留正明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月二十二日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

長崎市宿町六八六番地二

特定非営利活動法人子どもの城・結宅

清算人　淺井　克子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

大分市城崎町二丁目三番一〇号

社団法人大分県公共嘱託登記司法書士協会

代表清算人　首藤　康夫

解散公告（第二回）

当確定給付企業年金は、平成二十二年一月三十一日確定給付企業年金法第八十六条に基づき規約が失効したことにより解散いたしましたので、当確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

札幌市中央区南一条西二丁目一一番地

北海道丸井今井株式会社　企業年金

清算人　大野　茂

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日法人の存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

青森県弘前市大字亀甲町六五番地三

財団法人亀甲町協会

清算人　福岡　心

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

宮城県名取市大手町五丁目六番一号

特定非営利活動法人みやぎ住改センター

代表清算人　花輪　正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目一

九七七―一芳栄コーポ一〇一号室

特定非営利活動法人国際庭球開発

代表清算人　黒岩信太郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

埼玉県越谷市谷中町三丁目一〇七番地一号

特定非営利活動法人サポート・スペースうらっぷ

清算人　田村　香織

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十六日総社員の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

東京都豊島区池袋二丁目四五番二号高崎ビル五階

司法書士法人アローズ・リーガル・サービス

清算人　奥村　聡

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目七番三号

社団法人日本中小企業技術振興協会

代表清算人　中川利史子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月一日付で存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

東京都北区西ケ原二丁目二四番地

財団法人北区教育会館

代表清算人　庄司　昌郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

横浜市西区南幸二丁目二〇番地五号東伸二四ビル五階

特定非営利活動法人死んだあとの、生きかたを考える、会　清算人　護守　成人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

富山県南砺市石田一五七番地

特定非営利活動法人にこやかな里

清算人　梧桐てるの